(汚染廃棄物関係)

回答自治体名: 日立市

担当課室: 清掃センター

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、 環境省ホームページに掲載する予定です。

> ※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。 ※該当しない項目については空欄のままで構いません。

- ① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。
 - ・最終処分場県内1か所建設は非常に困難であるため、自己処理完結型の「分散保管」の処理 を次の理由により進めるべきである。

理由の1点目、「県内1か所」の方向性は、高萩市に限らず他県の状況をみれば、どこの市 町村が候補地として選定されても、地域住民の理解を得ることは無理である。

理由の2点目、「県内1か所」に絞った時の災害リスクが高いが、分散管理によってリスク が分散する。

理由の3点目、指定廃棄物の放射能濃度は時間の経過とともに減衰し、10年後にはほぼゼロとなり、その時点で通常処分が可能となる。

- ・国の責任のもと、指定廃棄物の一時保管を市町村と連携し、放射能濃度が 8,000 ベクレル/kgを下回った時点で通常処分を行うことができるための法整備を早急に行うこと。
- ・指定廃棄物の一時保管、放射能濃度の減衰確認及び最終処分については、国の責任及び費用 負担のもとに行われるべきである。
- ・分散保管の場合であっても、市民生活の安全を最優先に考えるとともに、風評被害も危惧されるため、国主導のもと地域振興策の対応を含め、万全を期してほしい。
- ・本県で一時保管している指定廃棄物は、他県に比べ、放射能濃度が低く、集約管理をしている状況から1か所建設に固執する必要はない。
- ・当市の意向ではない「最終処分場 1 か所建設」に至った場合は、候補地選定の評価基準の「保管量の多さ」については、特定の市町村に負担が増えるため、評価基準から外すべきである。

2	対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。
3	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

ご協力ありがとうございました。